

◆-----目 次-----◇

1. ISO/IEC 17065 に準拠した認証業務運営へ移行しました
2. ホームページから認定証の写しがダウンロードできます

◇-----◇

1. ISO/IEC 17065 に準拠した認証業務運営へ移行しました

製品認証機関に対する要求事項は、平成 24 年 9 月に ISO/IEC Guide 65 「製品認証機関に対する一般要求事項」から ISO/IEC 17065 「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に改定されました。

このため、交通安全環境研究所鉄道認証室では、ISO/IEC 17065 に準拠した認証業務運営に移行するため、鉄道認証業務品質マニュアル等の規程類を改正し、平成 27 年 2 月 10 日に施行しました。

今後は、この新たな規程類に基づいて認証業務を遂行することとなります。申請者および認証取得者の手続きに変更が生じる箇所もありますので、ご不明な点は鉄道認証室までお問い合わせください。

【改正の概要】

ISO/IEC Guide 65 から ISO/IEC 17065 に改定されたことより強化された「認証プロセス」、「公平性」及び「要員の力量」に関する要求事項に対応するため、主に以下の改正を行いました。

(1) 認証プロセスに関する要求事項への対応

- ・申請の受理に先立ち「申請のレビュー」を行い、認証の実施の可否を決定して申請者に通知するプロセスを設けました。

申請者は、認証対象製品、認証対象規格、申請者の組織等のレビューに必要な情報を提供する必要があります。

- ・申請者の義務（不適切な認証の使用の禁止、サーベイランスへの対応等）の遂行を担保するため、「認証要求事項の遵守に関する合意書」（鉄道製品認証業務様式集 様式 B-3）の締結を行うこととしました。

(2) 公平性に関する要求事項への対応

- ・認証機関の禁止事項として、コンサルティングの提供等を明記しました。
- ・「鉄道製品認証業務運営委員会」を公平性確保のための審議を行う委員会として位置づけました。

(3) 要員の力量に関する要求事項への対応

- ・認証審査要員に加え、認証プロセスを担う要員の力量についても管理することとしました。

2. ホームページから認定証の写しがダウンロードできます

ISO/IEC 17065 に準拠した業務運営への移行に合わせて、鉄道認証室のホームページを一部改修しました。

新たなホームページでは、改正後の規程類がダウンロードできるとともに、認定機関である製品評価技術基盤機構より授与された認定証（日本語・英語）の写しをダウンロードすることが可能となりました。

ご活用いただければ幸いです。

◆-----◇
発行者：交通安全環境研究所 鉄道認証室
Web: <http://www.ntsel.go.jp/news/certifi/certification.html>
Phone : 0422-41-3344
E-mail: nrcc@ntsel.go.jp



-----◇
NRCC◆